

## 下関市立豊浦町学校給食共同調理場給食等運搬業務仕様書

本仕様書においては、委託者下関市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とする。

### 1. 業務名

下関市立豊浦町学校給食共同調理場給食等運搬業務

### 2. 業務内容

甲が指示する給食実施日に、下関市立豊浦町学校給食共同調理場（以下「豊浦調理場」という。）において調理する学校給食及びこれに付随する物品は、小串小学校、夢が丘中学校、豊洋中学校分を積み込みの対象とし、また、下関市立黒井学校給食共同調理場（以下「黒井調理場」という。）において調理する学校給食及びこれに付随する物品は、室津小学校分を積み込みの対象として、指定した時間に給食運搬専用車両（以下「専用車両」という。）2台で運搬し、給食終了後に物品をそれぞれ回収する。

また、両調理場及び業務対象校の所定場所から専用車両へ物品の積み込み及び積下ろしを行う。

### 3. 委託期間

令和7年(2025年)8月1日から令和10年(2028年)7月31日まで

### 4. 実施回数

年間200回程度、委託期間内においては600回程度

ただし、学校行事及びその他の理由により変更することがある。

### 5. 業務の対象校

別紙1 「学校給食等運搬業務対象校」のとおり

### 6. 運搬計画

業務実施日の通知は、業務を実施する月の前月の末日（ただし、業務を実施する月が4月であるときは、当該月の8日とする。）までに業務の対象となる学校の校長若しくはそれらの代理人（以下「校長等」という。）が乙に給食実施日を通知することにより行う。

運搬経路については、概ね、別紙2「給食等運搬業務（豊浦調理場）運

搬経路表」のとおりとする。

## 7 運搬対象物

業務の対象となる物品は、概ね以下のものとする。

- (小串小学校) コンテナ 幅 1,400× 700×高さ 1,490 mm 2 箱
- (夢が丘中学校) コンテナ 幅 1,200× 850×高さ 1,590 mm 3 箱
- (豊洋中学校) コンテナ 幅 1,200× 850×高さ 1,420 mm 3 箱
- (室津小学校) コンテナ 幅 1,200× 900×高さ 1,100 mm 1 箱

## 8 業務の指示

業務の実施に際しては両調理場長、校長等の指示に従わなければならない。

## 9 業務従事者

(1) 専用車両 1 台あたりの業務従事者（以下「従事者」という。）は、2 名とする。

(2) 乙は、学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）に基づき、従事者に年 1 回の健康診断、及び赤痢菌・サルモレラ属菌・腸管出血性大腸菌 O157 等必要な細菌等にかかる検便検査を毎月 2 回以上実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

これにより感染症や食中毒等が疑われる場合には、甲は業務の従事を制限することがある。また、これらに係る検査等のすべての経費は乙が負担すること。

(3) 従事者の欠勤等に備え、前述の条件を満たす代替の従事者を確保しておくこと。

(4) 乙は、従事者の履歴をあらかじめ甲へ届出すること。

(5) 従事者が健康上不適と認められる場合又は甲の指示に従わない場合、甲は乙に対し従事者の交替を求めることができる。

(6) 従事者は、業務にあたり清潔な白衣、帽子、長靴等を着用すること。また、荷台や給食室内への立ち入りに際しては、屋外で未使用の専用の履物を着用すること。また積込み及び積下し業務を実施する際は、手指のアルコール消毒等を行うこと。

(7) 業務実施にあたり、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及びその他関係法令を遵守すること。

(8) 乙は学校給食が教育の一環である事を認識し、従事者に対し以下の事項について必要な教育や研修を実施すること。

- ア 給食物品の衛生的かつ適切な取り扱いを徹底すること。
  - イ 服装及び態度に十分注意し、学校給食関係者としての品位を保持すること。
  - ウ 交通法規や安全運転の遵守を徹底すること。特に業務の対象校敷地内における最徐行運行に努め、児童生徒等を巻き込んだ事故並びに敷地内施設の損壊防止等に万全を期すこと。
- (9) 給食終了後に回収した物品は、直接調理員等へ安全確実に引き渡すこと。
- (10) 従事者が業務実施にあたり必要となる経費は、すべて乙の負担とする。

## 10 専用車両の設置

業務に使用する専用車両は、給食の安全性、衛生面に十分配慮し、次のとおりとすること。

- (1) 専用車両台数 2台
- (2) 専用車両車種 普通貨物（事業用）
- (3) 専用車両積載量等

ア 積載量は2,000kg以内とする。

イ 専用車両1台は、次のものが積載可能であること。

コンテナ 幅 1,200 × 850 × 高さ 1,420 mm 3箱

コンテナ 幅 1,200 × 900 × 高さ 1,100 mm 1箱

ウ 専用車両1台は、次のものが積載可能であること。

コンテナ 幅 1,200 × 850 × 高さ 1,590 mm 3箱

- (4) 専用車両装備等

ア ボックス内部の材質は、すべてステンレス製とすること。

イ ボックス内部に固定ベルト等で給食運搬用コンテナを固定する装備があること。

ウ ボックスのドアはシャッター式後部ドアとすること。

エ コンテナの積込み積下し時に使用するアーム式テールゲート昇降装置を装備すること。

オ 両調理場及び業務対象校の配膳室へ搬入搬出が円滑に実施可能であること。

カ 専用車両側面に次の表示を入れること。

表示内容：下関市立豊浦町学校給食共同調理場及び乙の社名

- (5) 専用車両の管理

ア 専用車両は清潔かつ衛生的な状態に保つこと。

特に、その荷台の内部は必ず毎日、業務開始前又は終了後に洗浄すること。

イ 専用車両内は禁煙とすること。

ウ 専用車両は常に供しうるよう整備した状態で管理すること。

ただし、車検等のため専用車両が稼働できないときは、甲の許可を得て代車を使用することができる。

エ 乙は、対人賠償、対物賠償とも無制限の自動車保険に加入すること。

オ 乙は専用車両をあらかじめ甲へ届出すること。

カ 乙は、業務の開始 30 分前には専用車両の点検及び必要な整備を完了しておくこと。

キ 専用車両の整備や清掃等（荷台の内部清掃に要するバケツ、消毒・清掃用洗剤、タオル等を含む）業務の実施に必要な経費は、すべて乙の負担とする。

## 11 記録

業務実施日において、乙は、別紙 3「給食運搬記録簿」に記録を残し、各月の業務を完了した後、甲に提出すること。

## 12 業務遂行の義務

甲の指示する給食実施日において、乙は、天変地異を除き、業務を遂行しなければならない。乙は、従業員の争議行為等をもって不可抗力とすることはできない。

## 13 業務の検定

乙は、毎月の業務が完了したときは、別紙 4「給食物品運搬実績表」を作成し、甲に提出しなければならない。